



平成 25 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名	株式会社ケアサービス (コード 2425 : J A S D A Q)
代表者の役職名	代表取締役社長 福原 敏雄
問 合 せ 先	専務取締役 大瀧 裕司
電 話 番 号	03-5713-1611

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 24 日開催予定の第 22 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の主旨及び目的

- (1) 今後の事業内容の多様化への対応及び法改正に伴い規定に従った表現に改めるため、現行定款第 2 条（目的）につき、事業の目的事項を追加及び一部変更するものであります。
- (2) 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、定款第 8 条（単元未満株式についての権利）を新設し、条数の繰り下げ及び附則の変更を行うものであります。
なお、現行定款第 5 条（発行する株式の総数）及び第 7 条（単元株式数）につきましては、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき、平成 25 年 4 月 26 日（金曜日）開催の取締役会において、平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）を効力発生日として、発行可能株式総数を 28,800 株から 5,760,000 株に変更し、単元株制度を採用して 1 単元を 100 株とする旨の定款変更決議をしております。
- (3) その他、現行定款の表現等の統一及び字句の整備を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更の効力発生日（予定）

平成 25 年 6 月 24 日

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～31. (条文省略)</p> <p>32. 高齢者専用賃貸住宅の管理・運営</p> <p>33. ～38. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>39. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第8条～第30条 (条文省略)</p> <p>(第36条より移設)</p> <p>(第37条より移設)</p> <p>(第39条より移設)</p> <p>第31条～第34条 (条文省略)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(員 数)</p> <p>第36条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～31. (現行どおり)</p> <p>32. 高齢者向け賃貸住宅の管理・運営</p> <p>33. ～38. (現行どおり)</p> <p>39. 情報提供サービス業</p> <p>40. 広告代理業</p> <p>41. マーケティング業</p> <p>42. (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第9条～第31条 (現行どおり)</p> <p>(員 数)</p> <p>第32条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(第40条へ移設)</p> <p>(第32条へ移設)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選 任)</p> <p>第 37 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第 38 条 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 39 条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(第 35 条より移設)</p> <p>第 40 条～第 41 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の選任方法)</p> <p>第 42 条 (条文省略)</p> <p>第 43 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 44 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 45 条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(第 33 条へ移設)</p> <p>第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(第 34 条へ移行)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 40 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第 41 条～第 42 条 (現行どおり)</p> <p>(選 任)</p> <p>第 43 条 (現行どおり)</p> <p>第 44 条 (現行どおり)</p> <p>(第 46 条へ移設)</p> <p>第 45 条 <u>当社は、取締役会の決議によって会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第426条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める限度の範囲内で免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会計監査人との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(第 44 条より移設)</p> <p>第 46 条～第 49 条 (条文省略)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 第 5 条の変更及び第 7 条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げは、平成25年 7 月 1 日をもってその効力を生じるものとする。</p> <p>第 2 条 前条及び本条の規定は平成 2 5 年 7 月 1 日をもってこれを削除する。</p>	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第 46 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 47 条～第 50 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 第 5 条の変更及び第 7 条の新設<u>並びに第 8 条の新設</u>並びにこれに伴う条数の繰り下げは、平成25年 7 月 1 日をもってその効力を生じるものとする。</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p>

以 上